



鳥取県公報

令和 8 年 9 月 25 日（金）
第 9 8 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（616）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（617）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（618）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（619）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定の失効（620）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（3件）（621～623）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（624）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（625）（鳥取県土整備事務所）・・・・ 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（626）（会計指導課）・・・・ 4
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 5
◇ 調達公告	落札者の決定（デジタル改革課）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
彦名レディスライフクリニック	米子市彦名町2856－3	令和8年8月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
小鴨薬局	倉吉市丸山町477－2	令和8年7月1日

鳥取県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
彦名レディスライフクリニック	米子市彦名町2856－3	令和8年7月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
小鴨薬局	倉吉市丸山町477－2	令和8年6月30日

鳥取県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称	所在地	休止年月日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203－7	令和8年8月12日

鳥取県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称	所在地	再開年月日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和8年7月23日

鳥取県告示第620号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
8-知(1)-4	1 F e - L S D	令和8年8月21日	令和8年8月28日
8-知(1)-5	F l u e t o n i t a z e n e	〃	〃
8-知(1)-6	I s o b u t o n i t a z e n e	〃	〃
8-知(1)-7	5-MeO-N i B T、 5-MeO-i B T	〃	〃

鳥取県告示第621号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年6月8日から令和9年3月15日まで
- 3 作業地域 東伯郡琴浦町大字八橋

鳥取県告示第622号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年8月27日から令和9年3月19日まで
- 3 作業地域 鳥取市小沢見

鳥取県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県東部農林

事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年9月7日から令和9年2月24日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町

鳥取県告示第624号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市佐治町高山
- 3 終了年月日 令和8年8月21日

鳥取県告示第625号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月25日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八束水字短尾2707-62 外17筆（8,621.09平方メートル）	砂（48,130立方メートル）	採取の期間	令和7年10月23日から令和8年10月22日まで	令和7年10月23日から令和9年10月22日まで	令和8年9月7日

鳥取県告示第626号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県警察本部庁舎施設利用に係る分担金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
警察本部警務部警察会計課
室長補佐 浅井 あゆみ
- 3 委任期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月25日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡

香 緒 利

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 河田 英明	倉吉市 福庭町二丁目23	日野郡日南町霞952－1 外56筆	公共事業建設発生土の受入処分場及び配水池の設置並びに災害対策用資材置き場の造成	7.6458ヘクタール	6.8438ヘクタール	3.5236ヘクタール	平成29年12月25日から令和9年3月31日まで	令和8年9月7日

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和8年8月20日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675 |
| 5 落 札 金 額 | 38,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和8年7月3日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
鳥取市東町一丁目220 |